

事 務 連 絡

平成 23 年 1 月 11 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室

オマーン産未成熟いんげんの検査命令の実施について

標記については、平成 22 年 12 月 15 日付け食安輸発 1215 第 1 号に基づき、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、ピリダリルに係る行政検査を実施していたところです。

今般、登録検査機関における自主検査受託体制が整ったことから、オマーン産未成熟いんげんについては、ピリダリルに係る自主検査を指導するようお願いします。

なお、検査命令開始時期については別途連絡することとします。

(参考) 平成 23 年 1 月 11 日現在の検査受託可能検査機関

財団法人 千葉県薬剤師会検査センター

財団法人 新日本検定協会